

令和7年度埼玉県食品表示調査員 活動結果概要 (第1・2回目定期調査報告分)

食品表示法に基づく食品表示調査の第1回（7月）及び第2回（9月）の報告を集計しました。調査結果の概要は以下のとおりです。

1 食品表示調査員数

(1) 委嘱人数 100名

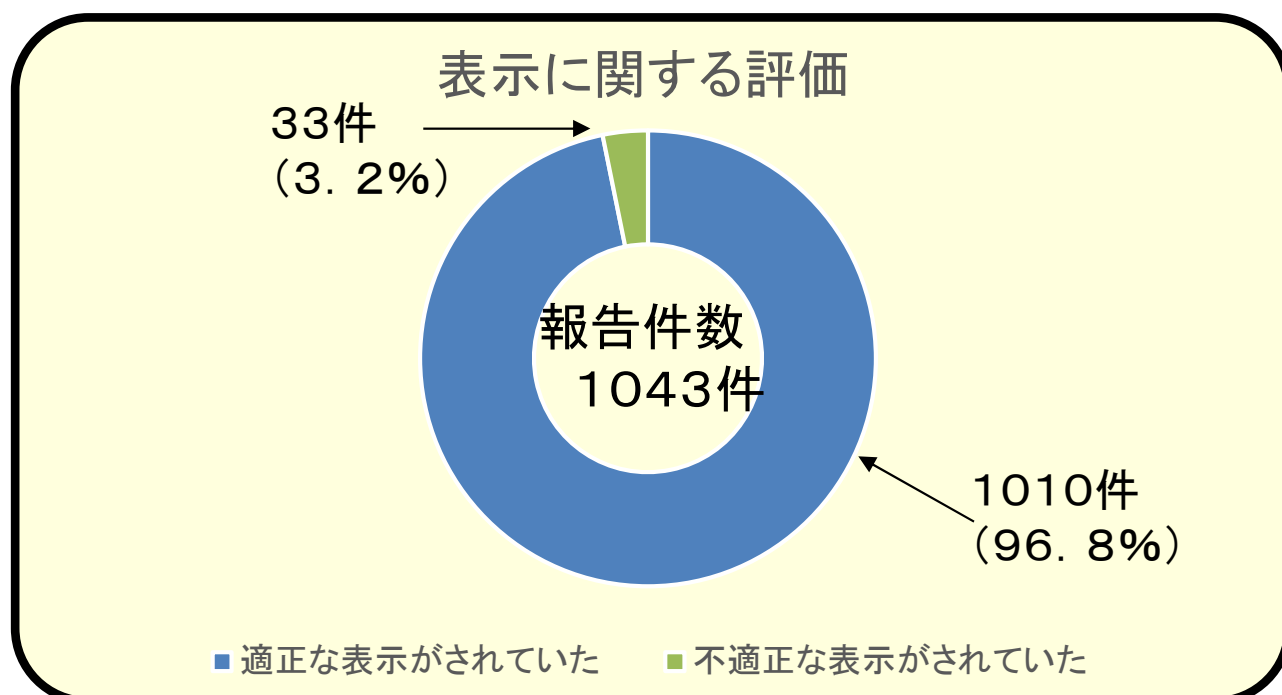
(2) 年齢構成

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
人数	2名	8名	9名	21名	26名	24名	10名	100名

2 調査・報告店舗数

2-1 各店舗に対する調査員の評価

評価区分	報告件数	割合
適正な表示がされていた	1010件	96.8%
不適正と思われる表示を確認した	33件	3.2%
合 計	1043件	100.0%



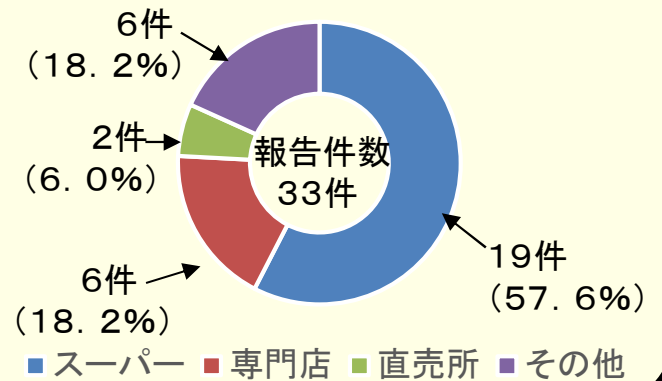
2-2 不適正と思われる表示があった店舗形態

不適正と思われる表示があった店舗形態

店舗形態	報告件数	割合
スーパー	19件	57. 6%
専門店	6件	18. 2%
直売所	2件	6. 0%
その他	6件	18. 2%
合計	33件	100. 0%

※小数点第2位以降は省略しています。

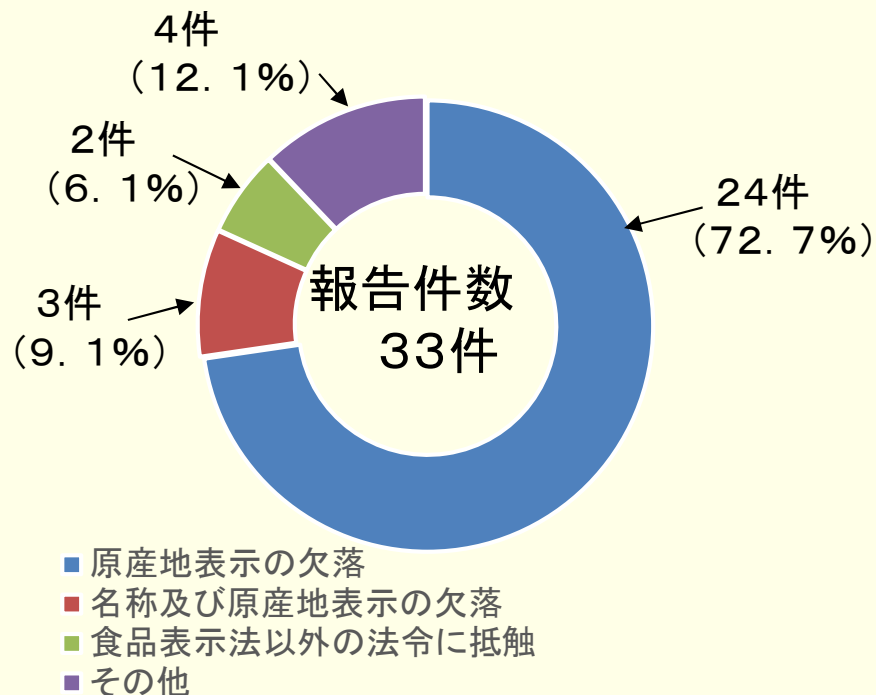
不適正と思われる表示があった店舗形態



2-3 不適正と思われる表示の内容

評価区分	報告件数	割合
生鮮食品の原産地表示がない	24件	72. 7%
生鮮食品の名称及び原産地表示がない	3件	9. 1%
食品表示法以外の法令に抵触	2件	6. 1%
その他	4件	12. 1%
合計	33件	100. 0%

不適正と思われる表示の内容



2-4 不適正と思われる表示があった店舗に対する対応

報告数 合計	適正 報告 件数	不適正 表示 報告 件数					
			県職員による調査件数			市町村へ 情報提供	国機関 へ情報 提供
			総数	適正	改善指導		
1043件	1010件	33件	18件	13件	5件	4件	11件

★ 食品表示法の規定では、食品を扱う店舗の業域（その店舗の事業展開の規模）に応じて、調査や指導の権限を持つ行政機関が異なります。

- ①埼玉県内にとどまらず、他県にも展開している店舗⇒ 国の機関で対応
- ②埼玉県内にとどまるが、県内複数の市町村に展開している店舗⇒ 県が調査を実施
- ③埼玉県内の一つの市町村(一部を除く)にのみ展開している店舗⇒ その市町村で対応

★ 不適正表示に関する報告があった場合、その店舗に対する調査・指導の権限を持つ機関に情報を提供し、その機関において適切な対応を行います。

★ 改善指導の内容としては、不適正表示が確認された店舗の責任者等に対して、名称、原産地などの義務表示事項を必ず表示するよう指導するとともに、適正な表示がされていることを確認します。

また、食品表示基準に関するパンフレットを配布するなどし、適正な食品表示のための普及啓発を行います。